

社会福祉法人 練馬豊成会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人練馬豊成会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び業務執行理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。
- 3 交通費は実費とする。
- 4 理事会及び評議員会出席の報酬及び交通費の支払は現金とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 交通費は実費とする。
- 5 報酬及び交通費の支払は銀行口座への振込とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外で、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 交通費は実費とする。
- 4 報酬は、理事会及び評議員会出席の場合は現金で支払う。その他の業務に当たった場合は銀行口座への振込とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払うことができる。

- 2 旅費は、実費を支払う。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支払うことができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 報酬及び旅費等の支払いは銀行口座への振込とする。

(報酬の総額)

第7条 評議員に対して支払う報酬は、各年度総額50万円を超えない範囲とする。(定款第八条)

2 理事に対して支払う報酬は、各年度総額60万円を超えない範囲とする。

3 監事に対して支払う報酬は、各年度総額50万円を超えない範囲とする。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成14年2月5日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成21年2月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年1月24日から改正施行する。

この規程は、平成27年9月26日から改正施行する。(別表1、別表2、別表3)

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和1年6月15日から改正施行する。

別表1

名 称	報 酬 日 額	交 通 費
理事会出席 (理事、監事)	10,000円	実費
評議員会出席 (評議員、監事)	10,000円	実費

別表2

名 称	報 酬 日 額	交 通 費
理事長業務報酬等	20,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	25,000円	実費

別表3

名 称	旅 費	宿 泊 費	報 酬 日 額	その他 (研修費・諸会費・等)
理事長	実 費	実費	15,000円	実 費
役員及び評議員	実 費	実費	15,000円	実 費

報酬は、税金等控除後の金額とする。